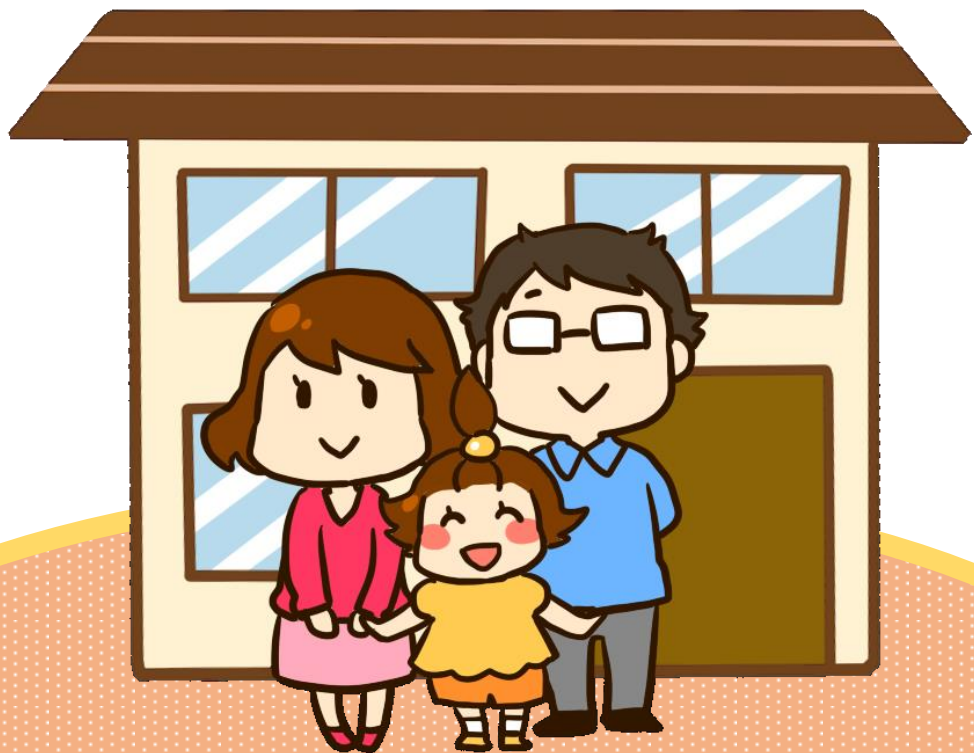


2021年度

出雲市定住促進住まいづくり助成金
ご案内

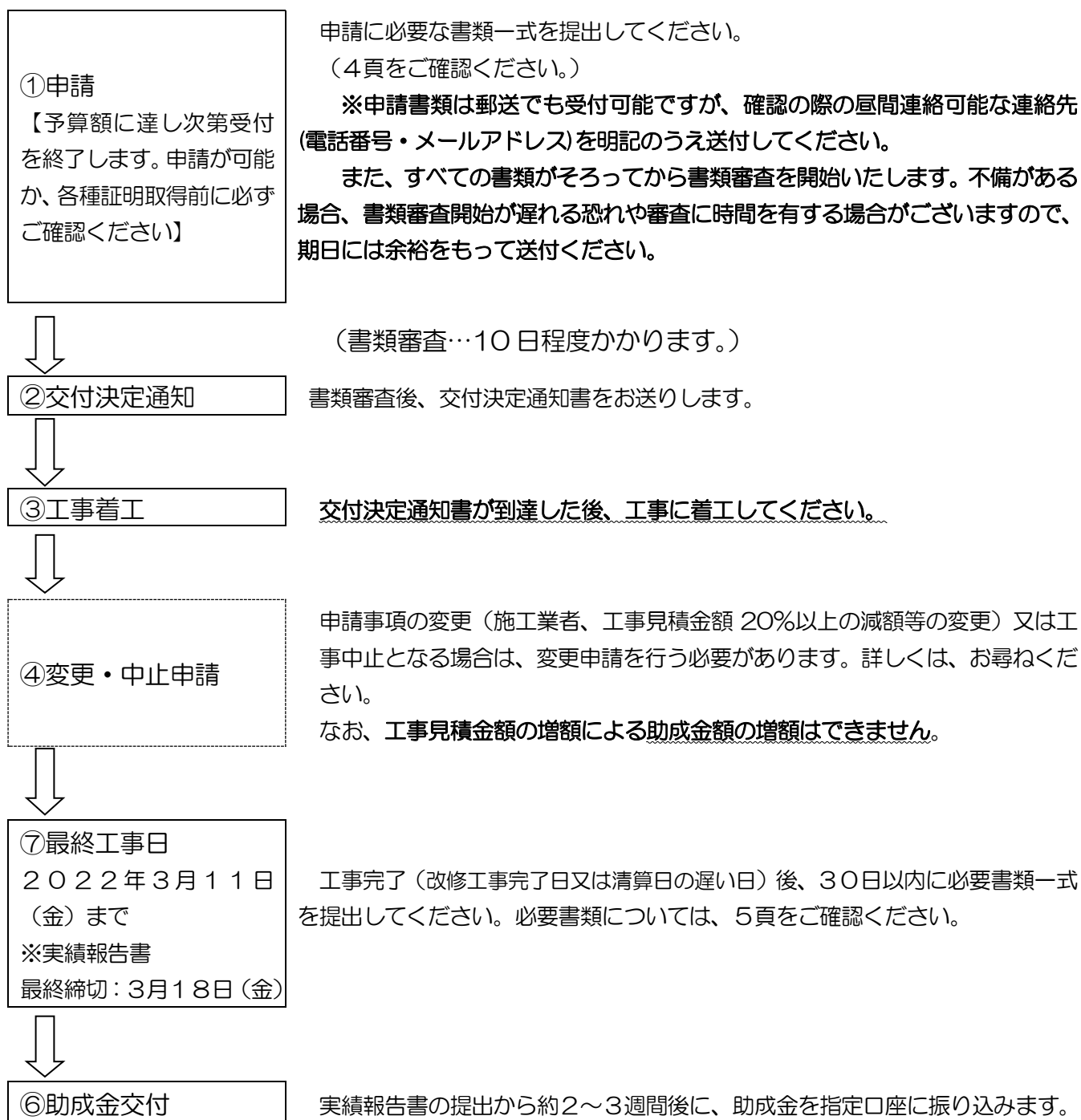


出雲市役所縁結び定住課

TEL:0853-21-6629 Fax:0853-21-6599

Email:teijyu@city.izumo.shimane.jp

定住促進住まいづくり助成金 申請の手続き



※提出書類、対象工事についての詳細は、3~5頁に記載していますので、必ずご確認ください。

郵送の場合の送付先

〒693-8530 島根県出雲市今市町70

出雲市役所 縁結び定住課 定住促進係 宛

1. 募集期限

2022年1月31日（月）※ただし先着順で予算額に達した場合、その時点で終了（事前にお問合せください）

2. 対象工事

住宅のリフォーム工事で、工事費50万円以上（消費税を含む）＜既存建物の増築工事を含む＞
住宅の新築工事は対象外。対象工事＝「定住促進住まいづくり助成金対象工事一覧表」（3頁）。

3. 対象工事期間

助成金の交付決定後～2022年3月11日（金）まで

◇ 申請時点で着手している工事や、交付決定前に着手する工事は対象となりません。

4. 対象住宅

自ら所有し、居住している市内の家屋（マンションは専有部分のみ対象）

◇ 申込者と所有者が異なる場合は三親等以内の親族所有に限り対象（賃貸住宅は不可）

◇ 店舗等併用住宅の場合、店舗等の部分は対象外

◇ 空き家バンク登録住宅購入世帯の場合、申請時に所有権移転登記が完了していることが条件

【注意】

▶ 平成27年度～令和2年度中に実施していた「定住促進住まいづくり助成金」を利用し改修した住宅については、前回の利用時から世帯区分に変更がある場合のみ利用可能。（世帯区分別表①のとおり） [世帯区分変更の一例：前は新婚世帯、今回は出産に伴い三世代同居世帯]

5. 申請資格（以下の要件すべてに該当する方で、別表①の対象区分のいずれかに該当する方）

- ① 出雲市に住民登録を有する方。[実績報告日（注1）までに出雲市に転入する方]
～実績報告日までに出雲市に転入する方は、転入後に住民票等を提出～
 - ② 対象住宅を所有（三親等以内の親族所有含む）し、対象住宅に居住、又はリフォーム後居住する方
 - ③ 助成を受けようとする工事について、他の助成制度の利用がないこと
 - ④ 出雲市市税及び国民健康保険料等について滞納がない方
 - ⑤ 改修する家屋に、5年以上継続して居住する予定の方
 - ⑥ 出雲市内に本店を有する事業所（個人業者を含む）と契約し工事を実施する方
- （注1）実績報告とは、工事完了後に必要な手続きです。5頁をご確認ください。

別表① ～対象区分～

①	子育て世代世帯	18歳以下（2002年4月2日以降にお生まれの方）の子2人以上と同居する世帯。（実績報告までに出産予定も含まれます。）
②	三世代同居世帯	実績報告日まで、三世代以上が同居（同一敷地内居住含む）、又は同居しようとする世帯
③	三世代近居世帯	実績報告日まで、三世代以上が旧市町地域内に居住する世帯、又は居住しようとする世帯（※）
④	新規二世代同居世帯	2021年4月1日から実績報告日まで、一世代のみの世帯に、親、子又は孫が新たに同居（同一敷地内居住含む）を始める世帯
⑤	新婚世帯	実績報告日まで、婚姻届を提出してから5年未満の夫婦（2016年4月2日以降に提出された方）が同居している世帯
⑥	空き家バンク登録住宅購入世帯	空き家バンクに登録のある住宅を購入し、その住宅に今後居住する世帯（申請日から1年以内に所有権移転した住宅に限る）
※ 三世代近居世帯は、6～7頁の「三世代近居世帯の助成対象・対象外になる世帯（一例）」を事前にご確認ください。		

6. 助成金額

工事費の10%で、上限10万円（千円未満切捨）

7. 申請方法

- ◇ 予算の範囲内での助成となります。〈必ず事前に縁結び定住課にお問い合わせください〉
- ◇ 所定の申請用紙にご記入いただき、必要書類を添付のうえ、募集期限内に縁結び定住課まで提出してください。
- ◇ 「出雲市定住促進住まいづくり助成金」交付申請書等の書類は、縁結び定住課、またはホームページから取得できます。
- ◇ 申請の手続きについては、「定住促進住まいづくり助成金 申請の手続き」をご覧ください。

8. 助成金返還について

- ⊗ 定住促進住まいづくり助成金の交付決定を受けた方や助成金の対象となったご家族の方が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、経過年数に応じ助成金を返還していただきます。
 - ① 改修した住宅を、助成金を受け取った日(以下「基準日」という。)から5年未満で取り壊し、又は売却したとき。
 - ② 改修した住宅を居住用以外の用途に変更したとき。
 - ③ 基準日から5年未満で、助成金対象の世帯区分の家族構成員が転出又は転居したとき。

定住促進住まいづくり助成金 対象工事一覧表

内 容	可否	備 考
屋根・外壁改修、雨樋の取替え	○	
フローリング・クロス等の貼り替え	○	
床暖房設備	○	
浴室・トイレの改修	○	
畳・襖・障子・サッシ・建具の設置、取替え	○	カーテン・ブラインド等の設置・取替は対象外
下水道等排水設備工事	○	トイレ・台所・浴室等の内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限る。
電気等設備工事	○	
システムキッチン・流し台・洗面台設置、給湯器	○	
エアコン設置、取替え	△	エアコンを設置・交換する居室の内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限る。
電気・ガス製品（IHクッキングヒーター等）の購入	△	システムキッチンと一体型（ビルトイン方式）のものは助成可とする。
収納スペースの改修・新設	△	居住用スペースと一体型（和室内の押入れ等）で、居住用スペースそのものの改修も実施する場合は助成可とす
車庫・カーポート、サンルーム、倉庫、犬走	×	農作業小屋・物干し場等も対象外
門・塀・アプローチ等の外構工事	×	
その他、引越費用・家具移動・手数料等	×	

◆対象となる工事については、他の補助金との併用は原則出来ませんのでご注意ください。

・工事内容、補助事業によっては併用可能なケースもあります。詳しくはご相談ください。

◆建築基準法等関係法令に適合しないことが発覚した場合、補助金の返還が生ずる場合があります。

定住促進住まいづくり助成金 提出書類一覧

1 申請

	提出書類名	備考
1	定住促進住まいづくり助成金 交付申請書	
2	住宅の所有の確認できるもの (2021年度固定資産税納税通知書兼課税明細書の写し 又は 固定資産評価証明書等) (※1) 所有権移転後の登記の全部事項証明書の写 (※2)	納税通知書兼課税明細書は4月に資産税課から通知しています。(固定資産評価証明書は手数料300円が必要となります。) 空き家バンク登録住宅購入世帯は必要となります。全部事項証明書は法務局で発行されます。
3	市税等の滞納のない証明	申請者は必ず提出してください。 住宅所有者が申請者と異なる場合、又は共有の場合は、所有者(共有者)全員の証明も必要です。 (手数料 一通300円が必要となります。)
4	改修工事全体の工事見積書 (※3)	複数業者で施工する場合は、総括表を添付のうえ、それぞれの見積書をご提出ください。
5	助成金対象の施工予定箇所の写真 (※4)	対象工事箇所の全てが分かるよう撮影してください。
6	工事全体の内容がわかる改修前、改修後の間取り図	施工予定箇所の写真を撮った方向を改修前の間取り図に記入してください。
7	住民票【同居する世帯全員、続柄がわかるもの】 (※5)	手数料300円 【三世帯近居世帯】は工事を行わない世帯の住民票も必要です。 別世帯の住民票請求の際は、委任状が必要です。 ◎改修後に住宅に転居する場合、実績報告時に転居後の住民票が必要です。
8	戸籍抄本 (※6)	手数料450円 【新婚世帯】【三世帯近居世帯】は必要です。 その他の世帯区分でも、別世帯の届出をされている場合は必要になることがあります。
9	リフォーム工事同意書	申請者と所有者が異なる場合や、共有者がいる場合に必要です。

(※1) 納税通知書兼課税明細書が複数枚ある場合、該当の建物の記載のあるページだけでなく、1枚目も必要になります。

(※2) 登記書類等は公的な押印がされているものをご提出ください。

(※3) 見積りの宛名は申請者のフルネームであること。見積りの内訳は詳しく記載されたものをお願いします。見積書は施工業者の業者名、住所、代表者名が記載されたものがが必要です。

(※4) 屋根等、申請時に詳細な写真提出が難しい箇所は、後日追加で提出をお願いいたします。

(※5) 工事完了後に世帯区分が成立する場合、申請時は改修する家屋に居住する世帯の方の住民票をご提出ください。その場合、工事完了後に再度提出を求めますのでご了承ください。

(※6) 誰の戸籍抄本を取得すればいいかはケースによって異なります。その際はお問い合わせください。

2 変更申請【全世帯区分共通】

(施工業者の変更等や、改修工事費の20%以上の減額となる場合、改修工事自体を中止する場合は必要です)

	提出書類名	備考
1	出雲市定住促進住まいづくり助成金変更・中止承認申請書	市へご連絡ください。(申請書を送付します。)
2	工事見積書(変更した後のもの)	
3	工事内容がわかる間取り図	施工予定箇所の写真を撮った方向を記入してください。
4	施工予定箇所の写真	

※変更が発生した場合は、工事完了後ではなく発生時点で速やかにご連絡ください。

3 実績報告【全世帯区分共通】

(提出期限 工事完了(改修工事完了日又は清算日の遅い日)後30日以内)

※2022年3月18日(金)が最終締切です。工事完了後30日以内に最終締切を迎える場合は、最終締切までに報告書等を提出してください。

	提出書類名	備考
1	定住促進住まいづくり助成金実績報告書	交付決定通知に併せて郵送します。
2	工事代金領収書等の写し	申請時に見積書を提出した業者と同一の領収証の写しが必要です。複数業者の場合、それぞれの領収証の写しをご提出ください。
3	工事实施後の施工箇所の写真 (改修後間取り図に写真を撮った方向を記入)	施行箇所の写真を施工内容が確認できるように撮影してください。
4	定住促進住まいづくり助成金交付請求書	交付決定通知に併せて郵送します。

- 各種証明や、見積書は発行後3か月以内のものがが必要です。また、納税通知書兼課税明細書の写しについては、今年度のものがが必要です。
- 実績報告日までに出雲市に転入される方は、実績報告にあわせ住民票と滞納のない証明を提出していただきます。
- 申請時にはなかった工事を追加で行った場合、その部分の見積りをご提出いただく場合があります。また、写真もご提出いただきますので、改修前後の写真もご用意ください。
(交付決定を受けていない工事は助成対象にはなりません)
- 提出書類、添付書類他でご不明なことは、証明書等取得前にご相談ください。

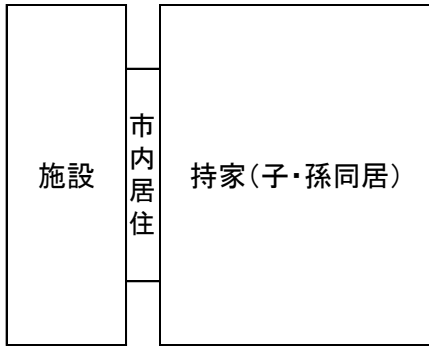
三世代近居世帯の助成対象・対象外となる世帯（一例）

- この表は、最年長者の居住する世帯を親世帯とし、親世帯からの世帯関係で説明を行っています。
- 一世帯は二世代以上が同居している世帯でなければなりません。
- 持家親世帯の、改修工事は常に対象となります。
- 子育て支援のため、18歳以下の子ども(孫)が1人同居している世帯が改修工事の対象となります。
- 施設入所世帯は、対象外世帯になります。
- 世帯単位は、住民票に登録された世帯です。

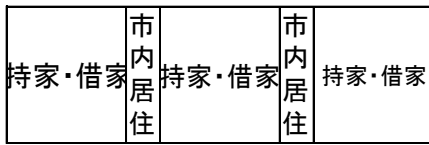
三世代の居住実態			対象家屋	助成可否	◎＝対象になる ×＝対象にならない △＝他の区分に該当 《《条件等説明》》
親	子	孫			
持家	市内居住	持家(子・孫同居)	親家改修	◎	
				×	貸出す・家屋を解体する・子の世帯へ転居する
			子・孫家改修	◎	18歳以下の孫が1人同居していることが条件
				×	18歳以下の孫が同居していないときは対象外
△	18歳以下の孫2人以上同居は「子育て世帯」に該当				
	△	結婚5年以内の夫婦が同居であれば「新婚世帯」に該当			
	△	親が転居してくる場合は「三世代同居世帯」に該当			
		親・子孫2家屋同時改修	◎	同時の工事はそれぞれ50万円以上の工事であれば1件の改修工事とみなし、助成額は上限10万円です	
持家	市内居住	借家(子・孫同居)	親家改修	◎	
				△	子か孫が転居してくる場合「新規二世帯同居」に該当
			子・孫家改修	×	借家は対象住宅にならない
借家	市内居住	持家(子・孫同居)	親家改修	×	借家は対象住宅にならない
				◎	18歳以下の孫が1人同居していることが条件
			子・孫家改修	×	18歳以下の孫が同居していないときは対象外
				△	18歳以下の孫2人以上同居は「子育て世帯」に該当
				△	結婚5年以内の夫婦が同居であれば「新婚世帯」に該当
	△	親が転居してくる場合は「三世代同居世帯」に該当			



対象家屋	助成可否	◎=対象になる ×=対象にならない △=他の区分に該当
		《《条件等説明》》



親家改修	×	施設入所世帯は、対象世帯にならない
子・孫家改修	×	施設入所世帯は対象世帯でないため、18歳以下の孫が1人同居していても対象外
	△	18歳以下の孫2人以上同居は「子育て世帯」に該当
	△	結婚5年以内の夫婦が同居であれば「新婚世帯」に該当
	△	親が転居してくる場合は「三世代同居世帯」に該当



親家改修	×	三世代がそれぞれ独立した世帯の場合は対象外 新たに持家で同居する場合は「新規二世代同居」、 「三世代同居世帯」に該当
子家改修	×	
孫家改修	×	

上記以外の三世代近居や判断に迷うケースは、必ず縁結び定住課までお問い合わせください。

◇◎◇◎◇ 問合せ先 ◇◎◇◎◇

出雲市役所縁結び定住課定住促進係

TEL:0853-21-6629 Fax:0853-21-6599

Email:teijyu@city.izumo.shimane.jp